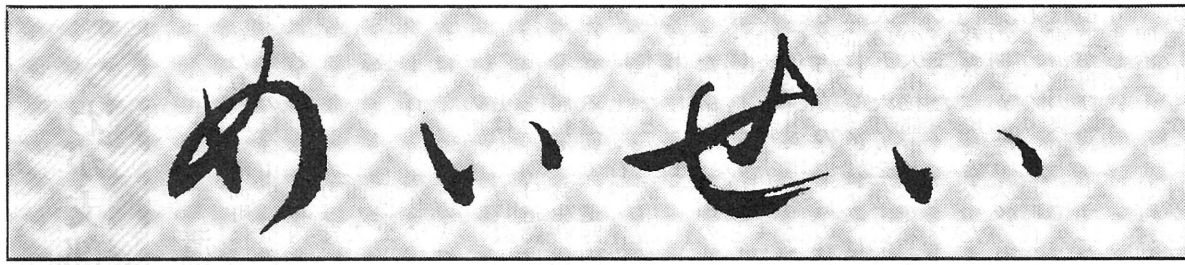


〈第9号〉

発行：社団法人 愛知建築士会
名古屋西支部事務局
西春日井郡清洲町清洲2217-1
馬場富雄宅内
TEL (052)400-1826
編集：広報渉外委員会
印刷所：(株)ワコーヴィスコム
TEL (052)915-0681



都市計画法の一部改正

市街化区域内の開発許可
対象面積一〇〇〇㎡が五〇〇㎡に引き下げ
愛知県建築指導課長補佐に聞く

都市計画法改正
市街化区域内の開発許可
対象面積が五百㎡以上に引
き下げられた。
都市計画法及び建築基準
法の一部改正があり本年六
月二十五日から施行されま
した。

さて、今回は、都市計
法改正に伴う開発許可制度
の見直しについて、愛知県
建築指導課長補佐、荻野喜
彦氏と、同室、中島静雄
氏の両氏にお会いして、お
話を伺ってきました。

◆今回の改正の趣旨
開発許可制度は、開発行
為に際して、道路、下水道
等の地区レベルの公共施設
を整備を促進するなど開発
行為を一定水準以上のもの
に誘導し、良好な市街地を
形成していくことを最大の
目的としています。このほ
か、市街化調整区域内にお



荻野課長補佐(左側) 中島主査(右側)

いては、同区域の市街化を
抑制するための担保とし
て、市街化調整区域におけ
る立地規制を行う役割もあ
わせ持っております。
しかしながら、都市計
法が昭和四十三年に制定さ
れて以来二十余年が経過
し、その間の社会経済情勢
の変化には著しいものがあ
り、従来そのままでは、現在
の状況に適さなくなってい
る部分もみられるように
なってきました。

◆許可対象面積が引き下
げになった趣旨は
大都市地域における住宅
及び住宅地の供給の促進に
関する特別措置法に基づい
て、供給基本計画の実施や、市
街化区域内農地(生産緑地
を除く)の宅地並み課税の
実施など、宅地供給の促進
策の遂行に併せて、小規模
な許可のなされる開発や無秩
序な街路網の形成によるス
プロールの進行を防止し、
計画的な市街化に支障がな
いよう開発行為を包括的に
規制する観点から、大都市
圏においては五〇〇㎡まで
引き下げられたもので、
◆面積引き下げにより、
今後ミニ開発につながるな
いか。
従来、法律で原則として
一〇〇㎡以上を規制対象
としていましたが、それを
今回五〇〇㎡以上として、
より規模の小さな開発まで
も許可対象とする点も
◆自己の業務
用開発に適用
を受けてなかつ
た道路、公園
等の技術基準
の規定が新た
に適用されま
す。(別表の
とあり)
三、開発許可
を經由して県事務所または



レポーター新美、桜井(左側) 県両氏(右側)

委任市(名古屋を除く)
内九市)において従来通り
行われます。なお、各市町
村においては、開発指導要
綱等に基づき事前協議が必
要な場合があります。
市町村の窓口で打合せ下さ
い。
O A化については現在建
築関係手続きで取入れまし
たが、開発許可においては、
審査項目等から判断して当
面、建築関係と同様な全面
O A化までは難しいと考
えております。
◆現在細川内閣が行政改
革や景気対策等を行おうと
する中、緩和等の施策が今
後行われるのか。
今回の法改正では、優良
な宅地や良好な環境の確保
の観点から開発許可対象面
積の引き下げや自己業務用
開発への技術基準の強化な
どが図られたところですが、
市街化調整区域の立地
規制については、これまで
昭和六十一年八月等数回行
われてきましたが今回の改正
では緩和されたところはあ
りません。
なお、新内閣の行政改革
面での開発許可制度につい
ての緩和等については、現
在のところ把握しておりま
せん。(レポート 桜井孝司)

〈総務企画委員会だより〉

一、名古屋西支部会員数
名古屋西支部会員数は、
平成五年十月三十日現在、
三七二名です。各地区別
では中村区一二五名、西区
一五六名、西春日井郡は九
一名です。
二、会費の納入状況
本会会費未納者は十月八
日現在、平成四年度一名、
平成五年度十四名ござい
ます。一部の方は、会費は
年度末に払えば良いと思っ
ておられるようですが、会
費は定款細則で年度初めに
納入していただくことに

〈研修委員会だより〉

名古屋国際会議場見学
平成五年度第二回研修見
学会として、名古屋国際会
議場の見学会を行いました。
同会議場の平日のアド
リウム、又センターリ
ーホールの見学をされた方は
多数居られるとは思いますが、
我が名古屋西支部見学会は、
同会議場の月一回の設備点
検日にあたる休館日を利用
し、センターリホール
の舞台の裏側、又リハール
室、機械室等の見学を行っ
たのである。華やかなス
テージとは反対に静まりか
えった飾り気のない部屋、
出番を待つ緊張した空気の
ただよびが感じられた通路
と各室、毎日の運営が無事

〈広報渉外委員会だより〉

今回の建築レポートは愛
知県建築部建築指導課をお
訪ねして、都市計画法の一
部改正についてお話を伺っ
てきました。開発・設計業
務に大変参考になると思い
ます。協力いただきました
指導課の方々へ改めて御礼
申し上げます。
新しく青年部会のコー
ナーを設け「それゆけ青年
部」と名付けました。その
うちに過激な記事が寄せら
れるのではないかと期待し
ております。
「わが支部・わが町」で
なっております。ご理解の
上早急にお支払いいただけ
ますようお願いいたします。
三、第二回名古屋西支部長杯ゴ
ルフ大会実施報告
八月二十四日に明世ゴル
フカントリーにて、出席者
二十五名で実施。優勝は岡
田 敏氏でした。第三回は
明年八月の予定です。
四、その他
現在総務企画委員会では
支部旅費規定を立案検討中
でございます。又、新しい
企画等を検討してゆきたい
と思っております。

〈建築士デーに参加して〉

第23回建築展が開催さ
れ、9月24日に郵便貯金会
館メラルパルクナゴヤにて、
建築士デー懇親会が盛大に
行なわれました。
会場には各支部会員をは
じめ行政庁・出展企業・建
築関連団体の方々400名以
上参加され、名古屋支部も馬
場支部長以下21名の会員が
参加し他支部の会員との親
睦を深め楽しいパーティー
となりました。
今年も全国大会と日程が
重なり北海道より帰路、直
接参加された会員の方もみ
え、北の大地
の土産物も飛
びかいた各テ
ブル毎に話題
はつきなく、
パーティー終
了後もハナキ
の街での「二
次会」にすい
こまれて行き
ました。
総務企画委員
会 山田正博

Advertisement for Kaneko Golex, featuring a cartoon character and contact information for Kaneko Golex Co., Ltd. in Nagoya.

Advertisement for Ryuzo Metal, featuring a photograph of a building with a metal roof and contact information for Ryuzo Metal Co., Ltd.

# わが支部、わが町

## 清洲町だより

私たちの町、清洲町は尾張平野部のほぼ中央に位置し、名古屋中心部から西北約十キロ圏に当たります。人口は一八、七四八人、世帯数六、二五七世帯(平成五年九月一日現在)で、面積は五・二五平方キロメートルの町です。

町の歴史は古く、貝殻山貝塚地域を含む朝日遺跡は全国でも屈指の、弥生時代を代表する遺跡で、遺跡内からは、土器・石器・骨角器・木器などの生活用品が多数出土しています。

また古町は、戦国の武将・織田信長公の居城として栄え、慶長十五年(一六〇一年)徳川家康の命による名古屋への清洲城の移転、世にいう清洲越えでは、人口五、六万人を有する東海の大中核都市として栄えていました。

移転後、廃墟となった土地の開墾が始まり人々が住むようになり、江戸時代には東海道の裏道として美濃街道が再び賑わうようになりました。

明治二十二年十月町村制実施にもなつて村から町になり、平成元年には町制施行百周年を迎えました。

この記念すべき百周年の記念事業として、永年町民の夢であった清洲城天主閣を再建しました。町民からは新しい町のシンボルが出来、大変喜ばれています。

町では、この城を中心として、この城を中心として二十一世紀に向けて潤い、活力あるすばらしい清洲の建設を目標に町づくりを進めています。

### 町のシンボル

平成元年十月に開館した清洲城は、全国各地から多くの方々に来ていただい

います。今年四月には、開館以来三十万人を突破しました。

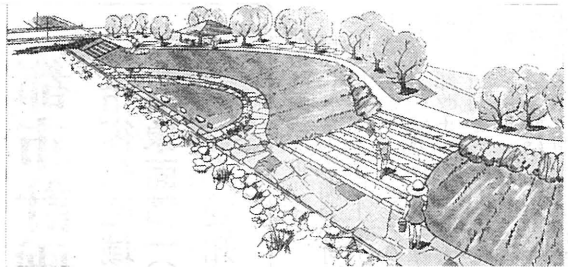
町では、このように多くの方にきていただいている清洲城に、信長公の生涯で今に語り継がれている桶狭間出陣を前にした信長公が胸中に天下取りの野望と決死の覚悟を秘めて、城中で敦盛を舞う場面を二階展示室に再現しました。

また秋には、この城を中心に「清洲城ふるさとまつり」と銘打って、十月一日から十一月三十日までの間各種行事が催されます。

このまつりのメイン行事は、十月十日に行われる「時代行列・織田信長公一代記」です。

この行列は、国学院大学の二木謙一教授が時代考証したもので、天下の名城と名高い清洲城にふさわしい行列です。この行列の参加者は、すべて町民の皆さんで構成されています。

さらに、このまつりに合わせて町商工会による「楽市楽座」も開かれ、この日



にぎわい広場



## 第二回名古屋西支部長杯 ゴルフコンペ

岡田 巖

八月二十四日(火)に岐阜県瑞浪市の明世カントリークラブに於て、二十五名の参加者により盛況に行われました。スタート時間直前に激しい雨に見舞われ心配したのですが、皆様方の日ごろの行いがよいので、スタート時には灼熱の太陽が照りつけ、すばらしいゴルフ日和になりました。

始球式に続き、アウトを午前九時四分にスタートしました。競技はダブルベリア方式により、和気あいあいの中にも日頃鍛えられた腕を発揮すべく、白熱した競技が繰り広げられました。

私は町内外から訪れた見物客や買物客で大層賑わいとあります。

スポーツの殿堂

町では、町民の方々の健康と福祉、スポーツの振興を目的に、温水プール・体育館・多目的ホールと各種競技が楽しめる総合体育館の建設を進めています。

建設される総合体育館は、温水プール棟・体育館棟・管理多目的活動棟の三施設からなり、二十一世紀を見通した新しい施設です。

平成七年三月完成予定のこの施設は、若者からお年寄りまで、だれでもが気軽に利用できる施設として、大いに期待されています。

生まれ変わる

町の中央を南北に流れる五条川は、入鹿池を源として、広く流域一帯の農業用水として利用されてきました。その五条川も流域の発展に伴い川幅を広くする改修工事が、県の事業によって進められています。

町の中心を通っている美しい街道に架かる五条橋付近は、川面に写る景観がすばらしく、また堤の桜も見事なながめとして親しまれてきました。しかし、今回の河川改修により大きく変貌するため、改修にあたり、華

私がゴルフを始めてから早いもので約十年になりましたが、明世カントリーでプレーをするのは初めてです。鮮やかなグリーン、折り重なる木々の濃緑が美しいコントラストを見せる。太陽の織りなす光に輝きを増して、息づくフェアウェイが牧歌的な雰囲気を一層高めていた。全体としてトリッキーなコースながら、自然のうねりがコースに調和し、質が美しく感じさせているが、距離はやや短めである。自然を生かした正統派コースでプレーが出来たことを感謝いたします。

第一回は、私のホームコースのスピリングフィールドゴルフクラブで開催したにもかかわらず、不意な成績でしたが今回優勝出来た事を感謝します。

私がゴルフを始めたいきっかけは、シングルプレーヤーであるデペロツの社長から岡崎市でゴルフ練習場の設計・監理を依頼されたからです。その後ゴルフが縁で練習場の設計を数ヶ所手掛けました。近くのインドア



なかなかな今年には快晴に恵まれない夏。建築業界もこの長雨には大変やきもきさせられている事でしようが、恒例のソフトボール大会が八月二十二日、港区東浜緑地で全22支部参加のものと予定通り開催されました。

練習を始め少々ボールが打てる頃、初コースでいきなり一六のスコアで廻り、五回目のコースで一〇を切った為少々ゴルフ自体を安易に考えていました。その後スコアの伸び悩みと、ショットの悩みが続きました。

そんな頃名古屋の南区で木材関連会社から、ゴルフ練習場の設計を依頼されました。少々宣伝になりますが大江グラウンドゴルフというインドアです。女子プロで永田富佐子の兄になる所属プロ等にも一時指導を受けたりました。それ以来スコアも若干良くなりましたが、ゴルフは本当に奥深い、難しい、頂点のないスポーツだと思います。今の目標は、ここ数年参加していない緊張感ある中で月例会に出場し、オフシャルハンデを上げる事です。

第三回の来年も皆様方と一緒にプレーが出来ます事を楽しみに、心よりお待ちしております。

(支部常議員)



第二回名古屋西支部長杯 成績表

1	岡田 巖	84	43	41	10.8
2	齊藤政克	81	43	38	7.2
3	佐賀 優	85	43	42	10.8
4	神田勝彦	90	44	46	7.2
5	池田賢作	90	44	46	7.2
6	曾我明久	89	43	43	10.8
7	遠藤忠俊	86	44	42	7.2
8	村頼祐爾	86	44	42	7.2
9	高柳美之	80	45	44	10.8
10	鬼頭 駿	103	47	56	7.2
		47	41	39	3.6
		25.2	3.6	19.2	10.8
		77.8	76.4	75.8	75.2
		74.6	74.4	74.4	74.2
		73.8	73.8	73.2	

## ソフトボール大会に参加して 「快汗・快食・快眠」

関本 正之

この試合のヒーローは何といっても2打席連続HRの高木盛好さん。まるでピンポン玉のようにはじかれたボールが可愛そうな位に飛んで2回、先に2点取られたもののチームの初得点、初HR。そして三回は2-1で迎えた同点でまたも高木さんのバットが火を噴きこきました。このあと三回戦までの間に昼食をとり一回戦で名東支部を破った名南支部と名中支部を破った瀬戸Aとが対戦。強打の名南支部が三回戦の相手に勝ちあがってきた。目の前で打つ打つわつた名南支部はその試合の勢いもあって初回から三者連続ヒット。四番のセンターオーバパー満塁HRでいきなり4点。さらに2回にも2点を取られ6-10と勝負あったかに思われたがその後三回に1点、四回に2点を返すと名南も四回に1点をとり7-13で迎えた最終回。主将松浦さんが快足を飛ばして出塁。山田さんのタイムリーヒットで1点を返し、さらに水谷武さんのHRで1点差に詰め寄り二死一塁。長打が出れば同点、あるいは逆転のチャンス。しかし最後のバッターあえなく三塁ゴロに倒れゲームセット。7-16で惜しくも敗れましたが実に最後はもうがあり、いい試合



このあと名南支部は蒲郡に敗れたが、蒲郡、刈谷、安城、岡崎(優勝)等はレベルが違っ様です。(やはり広大な三河地方で十分練習を積んで来たのでしょうか)何はともあれ快汗でした。そして試合後、名西大橋下でバーベキューをやり、みんなで持ちよった野菜など豪快に焼き空腹をいやしました。最優秀選手の高木盛好さんの表彰も一日も滞りなく無事一日を終えたいです。しかし帰ってフロに入り一服して帰るともう寝てしまいました。仕事が忙しすぎるので、忘れていた一日となりました。来年は是非優勝を!

(青年部会・副部長)

内装・外装仕上塗材 合成樹脂塗り床材  
OAフロアー 床材(タイル・長尺シート・フローリング)

昭和興産株式会社 名古屋支店  
名古屋市中村区名駅四丁目7番35号  
TEL 052-581-7518  
FAX 052-581-7632

各種工事 責任施工

NITTOH床暖房システム

電気、配管、床工事すべて直営による施工

株式会社 NITTOH

（くつろぎと広がりのある健康暖房）  
新築住宅はもちろん、今お住いのお部屋でも、簡単しかも、  
ローコストの床暖房を実現。お住いに合わせて選べる床暖  
房プランはいつでもメーカー品使用ですから安心です。

■メーカー品のシステムキッチンによる台所改良プランも合わせてお考え下さい。

設計 施工 設備 部品

本社 名古屋市中村区名駅四丁目14-2 TEL:052-915-3210(代)  
三河営業所 千448 刈谷市板倉町3-12-1 TEL:0566-22-5800(代)  
豊橋営業所 千440 豊橋市東小浜町104 TEL:0532-48-6800(代)  
岐阜営業所 千505 美濃加茂市加茂川町3-1-35 TEL:0574-26-5364(代)

# 読者のコーナー

## 違反建築

神田 敏彦



戦後の混乱期に、お互いに手をとり合ってやって来た西区の火曜会(会の説明は過日、本紙で浦野さんが書いておられたので省く事とします)のメンバーの事務所も、大方は二世の方々が事務所を取り仕切っておられます。改めて時代の移り変りを覚えるこの頃です。

吾々年輩の者は、つい昔話になって恐縮ですが、私の若い時のお客さんは、パチンコ屋さん等、風俗営業関係が多かったので、空地比(建設率)オーバーとか、木造三階とか、乙防未施工とか、とにかく違反建築が多かったと思います。こちらがいくら頑張っても若かったから、施工や大工に甘く見られ、違反建築が出来上がってしまいうのです。結局いつもその始末に忙殺される事が多かったと思います。

程その後何年か経っても西区の担当の係には「違反の神田」の申し送りがあり、いろいろな事で信用はゼロでした。それが或る時佐藤さん(建築士会事務所に居られる)が西区の係になられた時に、「貴男の申し送りをみると非常に悪くなっているが僕にはその様な悪い人にも思えないがなあ」と言われ何ともしもこの機会をスタートにして汚名を返上しなければとそれからはいくら施工の要求があろうが施工に充分に法を納得させ、納得してもらえない時は断る位の姿勢でどんな小さな違反でも一切無い様に自分も社員もそれに務めて何年か努力してきた所、係の方も何代か変わったある年に「貴男の事務所なら完了検査をしなかつた大丈夫だろう」と言われた時には、長い年月がかかったがやっとな信用を取り戻せたと思つたに嬉しく思いました。そしてその折に消防課長から云われた「信用は……」の言葉が改めて思い出し感慨にひたつたものでした。

長い間此の仕事をしていくと数々の失敗談もありますが、消防課長や、佐藤さんの思いやりのある言葉が私の仕事の一つの転機となつたと今でも感謝して居ります。そして今は私が社員に「信用は……」の文句をうたいあげて、ハッパをかけていい気分になっておる次第です。



(設計事務所社長)

# それゆけ青年部

## この世は一つの舞台

牛田 信彦

さて、先頃私は36回目の誕生日を迎えまして、気のおけない仲間が集り、多種多様な話題に花が咲きました。このような楽しい語らひのひとときは、私にとって最高の贈り物、今さらながら持つべき物は良き友といつた気分です。

ところで、この36年間、ただひたすらに眼の前にある現実に向かつて参りましたが、このたびの個性豊かな魅力一杯な友人達との会話において、ふと今までの自分自身を振り返つて見たくなりました。

生来、底抜けに陽気・楽天主義の私が、柄にもなく人生とは、又、人間とは何ぞやとの思いに捕われたのは、現在の平均寿命からすれば、丁度人生の中間地点に差ししかつたためもあるかも知れません。そして、その時脳裏をよぎつたのが、以前に芝居好きの少々浮世離れした友人から聞いたシエクスピアの一節：

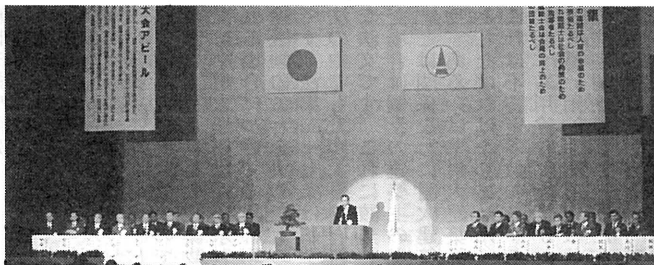
「すべてこの世は一つの舞台、人間は男も女もみな役者、それぞれに出がかり引つ込みがある。だれしも一生のうちには数々の役を演じ、芝居の幕は七つの時代に分かたれる。」

でも、常識的に考えれば、世界が一つの舞台などではないことは言うまでもありません。その当時の私としては、何ともグロイバルな視野に立つての表現かと驚嘆すると同時に、理解しがたくもありました。しかしながら、21世紀も間近となりつつある現在、宇宙からの映像を実際に眼にするようになったらどうなるかと、なるほど納得できるような気が致します。この理念

# 第36回建築士会全国大会

## (北海道大会)に参加して

中村 順吉



平成五年九月二十三日、北海道旭川市大雪アリーナに於て全国大会が実施されました。

全国各都道府県より参加した四千余名の士会会員により例年と同じスケジュールで式典が行なわれ、多岐にわたる行事が行なわれ、政権が代つたためか、私が出席した十数回の全国大会で初めて、建設大臣及び住宅局長が来賓で出席されました。たまたま五十嵐建設大臣は以前に旭川市長であったからかも知れませんが、また社会党の代議士だったからかも知れません。ただ挨拶は事務局の作文を読んだに過ぎません。大会アピールも毎年同じで建築士の登録更新制度の実現と七十七万といわれる建築士の実態の把握以外の何もありません。

愛知の親睦委員会の企画したスケジュールは記念講演会に参加せず、層雲峡のホテルに直行とのことでした。休憩時間を利用して、見送りに場外へ出て驚きました。旭川近隣の小学校の児童、中学・高校の生徒及びその家族の人々がものすごい勢いでスタンド席に入場して居るのです。この人達は抽選で選ばれたのだそうです。見送りが出来る、席を取りました。それもそのはず旭川市の方には、旭川市宇宙飛行士の毛利衛さんの講演「宇宙を旅して」を聞くためでした。式典出席者は半数以下になりましたが、その分以上に大変な盛り込みで映画、スライドをまじえた講演には大変感激しました。このためにはあった北海道迄来たかと思つたと思つた。翌日から泊二日の阿寒、摩周湖、網走コースのエキスカリオンに愛知では私夫婦だけの三十二名の

理想的なバスの旅になりました。網走市建築課の方が旅行社のツアーにない特別なメニューを含めて行きとどいた旅になりました。阿寒湖では雨に降られ、雄阿寒岳、雌阿寒岳は霧で見られなかったのですが、昭和天皇が三度こられて見られなかったという摩周湖もはつきり見られたし、美幌峠から見る屈斜路湖の展望もバッチリで、数年前迄使用されていた網走刑務所の復元建物の内部にも、オホーツク海の流水を展示し防凍服を着て手でさわられる流水館の見学も出来ました。帰る時間の関係で網走市街には行けませんでしたが、女満別空港から千歳空港まで乗りついで小牧空港に帰って来ました。

来年は坊ちゃん松山市で全国大会が開催されます。ぜひ多数参加して下さい。

＜春夏秋冬＞

●今年の建築展は大不況の中で出展者が激減し、執行部は頭を抱え、私は飲み過ぎで頭が重い。北海道での全国大会とも重なって、関係する役員さんは大忙し。それでも何とか無事終了し、とりあえず好！

☆

●本会の役員選出規程がやつと通過し、後は総会を待つばかりとか。しかし、肝心の定款は棚上のまま、長い間の議論と汗はどのロッカーに納うのか。もぐらたたきもやり過ぎると腕が疲れるのでは？

☆

●土法改正がどうやらうまく行きそうとの事。連合会長は満足の様子だが、詳細の判らない我々は期待半分不安半分と云つた処か。

☆

●天候不順で米が全減した所もあるとか。ある評論家は、農業と機械化で土が硬く死んだ状態、その方が重大だと云つていた。人々が自然を信頼しなくなったからか。下駄でも買つてやってみようか(明日天気になれ)と。

毛利衛氏 講師

毛利衛氏

**National 松下電工**

キッチンからあかりまで一軒分の、住まいの設備がご覧いただけます。

快適住まいのショールーム

**NAIS PLAZA** National A&i System

松下「ナイスプラザ」なごや

A&i 快適を科学します

〒450 名古屋市中村区名駅南二丁目7番55号  
☎(052)583-8281 午前10時～午後6時閉館

自然が未来

**TOEX 東洋エクステリア**

20 おかげさまで20周年

TOEXの描く軌跡は、エクステリアの歴史です。

写真 スカラアーチ1型+キャスグレード黒龍

**東洋エクステリア株式会社**

■中京支店 〒491 一宮市丹陽町法住寺才勝503 ☎0586-76-5411

# 建築基準法解説シリーズ

## 施行令第112条防火区画の解説

解説担当 馬場 富雄

今回は主題にもどり、第十二項と第十三項の解説をいたします。例によって条文を掲げます。

12 建築物の一部が法第二十四条各号の一に該当する場合においては、その部分とその他の部分とを耐火構造若しくは準耐火構造とした壁若しくは両面を耐火構造とした壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画しなければならない。

13 建築物の一部が法第二十七条第一項各号の一又は同条第二項各号の一に該当する場合においては、その部分とその他の部分とを耐火構造若しくは法第十五条の二の第二項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は甲種防火戸で区画しなければならない。

この項は通称「異種用途区画」と呼ばれているものです。この異種用途区画の説明の前に今一度建築基準法の原点について考えてみましょう。この法律の重要な部分として「災害の防止」があります。とくに火災については「隣家へ火災を移さない」という基本的思想のもとに種々の規制が定められています。かつて江戸の大火災は隣家へ次々と燃え広がり、遂には、あの恐ろしい「炎の集合現象」がおきて何万人という人が逃げ場を失って焼け死んだのです。ですから建築基準法では第二条の用語の定義で「延焼のおそれのある部分」を定めて隣家からの類焼を防ぐために徹底的に防火構造を義務付けています。

町の人の感情で言えば「隣家の火災で自分の家が焼けてはたまらない」ということになり、自分の家中心で考えれば「自分の家の火災で隣家を燃やしては申し訳ない」ともなります。これが、また都市防災の目的と一致するわけです。この考え方を進めて更に施行令の第百十四條では本文に「長屋又は共同住宅

施設」などがその例です。最近ではバルコが百貨店、文化施設、オフィス、ホテルを複合してビルを造りました。更に平成十一年（一九九九年）に完成予定の超高層ビル（今のヒルトンホテルの約倍の高さ）JR名古屋駅の如きは百貨店、駅舎、文化施設、オフィス、ホテル、駐車場の複合用途となります。一方東京都の例ですが、「老いも若きも一語に生活する」ということで一階が老人ホームと幼稚園、二階が診療所、三階が高等学校というような特殊な例もあります。

その例ではいよいよ法文の第十二項の解説

建築物の一部が法第二十四条各号の一に該当する場合とあり、まず第二十四条を見てください。法文を讀みますと、木造の特殊建築物で一号学校、劇場等（二号）自動車庫で床面積五十平方メートルを超えるもの（三号）百貨店、共同住宅、病院等で床面積二百平方メートルを超えるもの（四号）に該当する場合は、その外壁、軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造にせよと規定されています。すなわち、このような普通の用途よりも危険の大きい特殊用途用途で、しかも木造の場合は隣家の火災で自分がやられないように、しっかりと防火構造で類焼を防ぎなさいと規定されているのです。建築物の一部がこれに該当するということでは先程お話ししましたように、同じ建築の内とはいえ、隣家が接着していると考え、その策を講じなさいというわけです。その策とは隣家の場合と違って壁一枚で接続するため一層条件が悪いのですから、これも先程お話ししましたように「自分の火災は人に移さない、人の火災も自分に移らない」ということで、その

部分は両面を防火構造として、開口部は乙種防火戸以上と決めました。

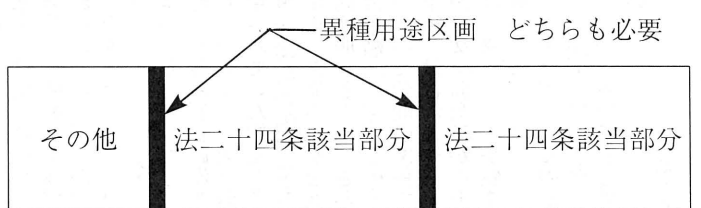
ここで、この法文について更に二点程考察いたします。まず第一点は、法第二十四条が木造の建築物と条件がつけられていることです。ですから木造以外で、第二十四条に該当せず、したがって異種用途区画は要らないということも言えます。「木造は焼えやすく危険だから区画を要求する。木造以外なら火災に対して若干安全になり、その区画を義務付けない」というアカデミックな解説も世間では言われています。しかし隣家の火災を自分で移さないという考えが基本ですから、この建物が木造であろうとなかろうと当然やるべきだということも言えます。事実この法文の各号の一に該当するということもろを用途規模だけに限定して考え、その建物の構造の条件は読みとらなくてもよいということも言われます。この法解釈をめぐって全国の行政庁が全く同一の扱いをしているとは言いません。止むを得ないことだと思えますが、そもそも、この防火区画が制定されたのが昭和二十五年で、その当時百十二條は、たった三つの項しかなく、第一項が千五百区画、第二項、第三項がこの異種用途区画でした。（名古屋西支部会報第二号の解説参照）

この時はまだ今の準耐火建築物という規定がなく、当時の立法発案者は構造を大別して木造と鉄筋コンクリート系（耐火）と二つに分けて考えていたのではなく、いかかと思えます。ですから木造の場合の異種用途区画と耐火のときの異種用途区画でよしとしたのでしよう。

ところが昭和三十四年に簡易耐火建築物についての規制が、この百十二條の中へ導入されました。この時この第十二項について何

の改正もなかったため、先程お話ししました二種類の解釈がでてしまったものと思われまふ。しかしこれだけは筆者が間違いなく言い切れます。一つは防炎の見地から区画をした方が絶対に安全であるということ。もう一つは木造以外の建築物で異種用途区画が設計をする場合「そんなことをするな」という行政庁は全国に有り得ないということ。建設省監修の解説書の中にもこの第十二項の解説について木造建築物に限って適用されるものではないと書かれています。

次に第二点として区画の条件についての考え方です。今一度第十二項をお読み下さい。「その部分とその他の部分」としてありますが、この解釈については色々な解説書がためたため一時全国的に混乱しました。この区画は、まずその他の部分とは何を指すかということ。これは法第二十四条に該当しないものとする考えと該当するものとする考えとがあります。「その他だから該当しないもの」と決まっています。ではないか。とお考えになるかも知れませんが、そう考えれば法第二十四条に該当するものが二つ並んでいた場合、法第二十四条に該当する仲間同志だからその相互間は区画しなくてよいということになります。たとえば劇場と百貨店の間は区画しなくてよいということになり、劇場と百貨店の間は区画しなくてよいということになります。これは最近全国的に意図がまとまり、その他とは法第二十四条に該当する場合は、しない場合もすべて含まれると考えます。次の図を御参照下さい。かつて昭和四十年代建設省で施行令改正の中心的存在であった水越義幸氏の解説書に



も「該当用途部分相互間、およびその他の部分との区画」と明記してあります。

第十三項の解説

第十三項は木造関係でしたが、この第十三項は「法第二十七条第一項各号の一又は同条第二項各号の一に該当する」とあります。これは真正正銘耐火建築物又は準耐火建築物が要求される場合についての異種用途区画の決められたものです。法第二十七条は基準法の中で大変大事で有名な法文です。これに該当した場合は個々の建築主の意志とは関係なしに耐火建築物、あるいは準耐火建築物としなければなりません。これは不特定多数の方々の利用する用途や、災害がおこり易い用途、あるいは共同住宅関係で高い階層にあるもの等で、いざという時に財産を守ろうとするための耐火要求、準耐火要求です。「各号の一に該当する」とあるのは、このような耐火要求、準耐火要求の理由が一諸です。その耐火要求、準耐火要求の出た理由のあ

部分（その部分を用途全体で考えることもあり、またその他の部分と異種用途区画して、その用途を火災から守りなさいということになります。そして第十二項のときは用途境界だけでは床も追加して、完全区画を期します。その床、壁の構造は耐火建築物の場合、それに規定する耐火構造の床、壁、準耐火建築物の場合には火災に一時間以上耐える準耐火構造の床、壁以上ということになります。もう一つ準耐火構造には四十五分耐火の構造があります。ここでは使用出来ませんが、出入口については耐火要求、準耐火要求の防火戸の重要性にかんがみ乙種防火戸は禁止して甲種防火戸のみ可としました。「その他の部分」についての考え方は第十二項のところで解説しましたことと同じです。この項の解説では省略致します。次にこの耐火要求、準耐火要求は法第六十一条、第六十二条でも発生します。但し要求の趣旨は全然異なり、この場合は防火地域、準防火地域の内にあるための規制です。すなわち都市防災のため、できるだけこの地域は不燃性の塊にしてしまおうということ。ですから建物一つ一つの内部の用途の特殊性とかいうものは考えておりません。用途如何にかかわらず防火地域ならほとんど耐火要求、準耐火要求は、大きな建物をつくるなら耐火要求、それに準ずるもののは準耐火要求としているので、このことにより、六十一条、六十二条で耐火要求が発生した場合で用途規模の特殊性がない場合は今解説している第十三項の異種用途区画の適用もありませぬ。「では何もしなくてよいか」というとそうではありませぬ。それは設計者の思想でやってほしいのです。法は区画を造っていき

ないと言っておるのではありませぬ。触れていないだけなのです。法第二十七条で別表に該当する用途、あるいは法第二十四条に該当する用途が混入してくる場合はいくらかもあると思いません。「法ではなにも言っていないから、やらなくてもよいから、第一金がかかる」という考え方は大変問題があると思えます。

大変長文の解説になりましたが終わりに、この異種用途区画というのは千五百平方メートル以内毎という面積区画とは別の概念の区画であるということ是非御理解いただきたいと思えます。次号では第十四号の解説をいたします。

晩秋の御在所岳への誘い  
(仮称めいせい山歩同好会)

このたび、西支部会員有志で、左記の山行計画をたてました。初めての方でも登れますので、皆様方の参加をお待ちしております。

■日時 十一月二十八日(日) 日帰り

■コース 中道・裏道

■参加者 西支部会員及びその家族。但し九才以上

■申込先 FAX五二一八六二五 昴設計 白井録造宛。氏名、連絡先、年令を記入して下さい。締切は十一月二十二日(月)

■詳細は後日、申込者へお送りいたします。

**サンゲツカーペットタイルNT-250は、耐久性に優れ、お求めやすい価格です。**

1㎡当たり6,700円とお得なNT-250は、高品質素材・デュボン66ナイロンを使用。25色の豊富なバリエーションからお選びください。

**SANGETSU** 名古屋店/ショールーム  
名古屋西區幡下1-4-1 ☎052(564)3111

木材防虫・防ふステイン

# サドリ

ベークラシック エキストラ

玄々化学 ☎(0567)28-9204